

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領
に関する運用方針

平成15年10月1日

機構規程第123号

(改正 平成22年 3月31日 機構規程第74号)

(改正 平成22年11月18日 機構規程第41号)

この運用方針は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地下高速鉄道整備事業費補助取扱要領（平成15年10月1日機構規程第122号。以下「要領」という。）に定める地下高速鉄道整備事業費補助の交付について、必要な事項を定める。

第1 補助金の減額

1. 各年度の補助金を交付しようとする場合において、要領第4条の各号に掲げる者がその前年度に補助対象路線において利益を生じたときは当該補助金の額から当該利益の額の4分の1に相当する額を控除した額を交付する。
2. 1. の利益の額は、要領第13条の規定により算出された利益の額とする。

第2 補助対象整備事業費の実績額の確定に係る経理基準

補助対象整備事業費の実績額の確定に係る経理基準については、一般の会計監査基準によるほか、次の基準によるものとする。

1. 地下高速鉄道建設のための工事又は資産の取得のために支出した費用には、あらかじめ当該路線の建設計画に含まれていた工事又は資産の取得のためのものであって開業後において支出されたものについても実績額に算入する。
2. 地下高速鉄道建設のための資材の購入費用については、払出のときにおける払出金額を実績額に算入する。
3. 工事期間の短縮等の理由により支払うこととなった値増金等は実績額に算入し、工事期間遅延等の理由により受け取ることとなった違約金等は、実績額から控除する。
4. 地下高速鉄道建設工事に係る土地物件の売却及び貸付収入等、使用済みとなった工事用の機械装置、工具類の価額（その時点における見積り価額による。）、電話債券の取得に要した費用等は実績額から控除する。
5. 職員宿舎、厚生施設等地下高速鉄道事業の用に供されない資産の取得のために支出された費用、開業準備のために支出された費用等直接地下高速鉄道の整備事業と認められない費用は、実績額から控除する。
6. 一般管理費等未開業線の建設と開業線の営業とに関連する費用は、当該費用に建設費（建設利子を除く。）と営業費（減価償却費を除く。）との合計額中に占める建設費の割合を乗じた額を費用に算入する。

第3 利益の額の確定基準に係る経理基準

要領第13条及びこの運用方針に定める利益及び費用の額は、次の基準により査定する。

1. 連絡運輸による未収運賃は、決算上継続して精算期の収益に計上しているときは、精算期

の収益とする。

2. 減価償却費は、決算額を費用に算入する。ただし、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）又は法人税法（昭和40年法律第34号）に定める普通償却限度額を限度とする。
3. 要領第12条第1項第2号及び第2項第3号の規定により利益の額の4分の1に相当する金額を納付した場合は、当該納付額は費用に算入しない。
4. 一般管理費等未開業線の建設と開業線の営業とに関連する費用は、当該費用に建設費（建設利子を除く。）と営業費（減価償却費を除く。）との合計額中に占める営業費の割合を乗じた額を費用に算入する。
5. 営業収益及び受取利息その他の営業外収益（特別利益又は繰越利益剰余金増加高を含む。）は、事業に専属するものを除き、専属営業収益の割合により地下高速鉄道事業に配賦する。ただし、兼業の規模が極めて小さいときは全額を地下高速鉄道事業に配賦する。
6. 営業費用及び支払利息その他の営業外費用（特別損失又は繰越利益剰余金減少高を含む。）は、事業に専属するものを除き、専属営業費（減価償却費を除く。）の割合により、地下高速鉄道事業に配賦する。ただし、兼業の規模が極めて小さいときは、全額を地下高速鉄道事業に配賦する。

第4 補助対象整備事業費の額の算出に係る対象

1. 要領第5条に掲げる「事業」には、車両を含まないものとする。
2. 要領別表1に掲げる「駅施設の大規模改良工事」は次に掲げる大規模改良工事とする。
 - （1）エレベータ、エスカレーター、階段昇降機、車椅子対応トイレ、電光式旅客案内表示装置及び転落防止柵の整備を目的とする大規模改良工事
 - （2）列車運行の遅延拡大の防止、輸送障害時等における運行の早期回復を図るため、駅構内における円滑な列車の運行に資するものとして行う線路の変更又は駅における円滑な旅客の流動の確保に資するものとして行う施設の整備を目的とする大規模改良工事

第5 補助対象整備事業費の額の算出に係る取扱い

要領第5条に定める東京都大江戸線（新宿～都庁前）の鉄道施設等の譲渡価格に対する東京都の支出は、譲渡当年度に行うものとする。

第6 補助金により取得した財産等の処分を制限する期間

要領第19条の規定により理事長が定める期間は、鉄道助成業務に係る補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成22年11月18日機構規程第38号）に定める期間とする。

第7 経理審査

経理審査は、要領第4条の各号に掲げる者の申請に係るものについては、その営む地下高速鉄道事業について行うものとする。

第 8 地方公共団体への通知

補助金の交付予定額を算出したときは、機構と同様の措置をとるべき地方公共団体に対し、第 1 号様式により当該地方公共団体負担分の補助金の額等を通知する。

なお、要領第 10 条に基づく当該予定額の変更又は第 16 条に基づく額の確定を行った場合には第 2 号様式により通知する。

第 9 地下高速鉄道事業者からの報告

地下高速鉄道事業者は、地方公共団体から補助金の交付を受けたときは、第 3 号様式により機構にその旨の報告をするものとする。

附 則

この運用方針は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日 機構規程第 74 号）

この運用方針の一部改正は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 18 日 機構規程第 41 号）

この運用方針の一部改正は、平成 22 年 11 月 18 日から施行し、平成 22 年度以降の補助金に係る財産から適用する。

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 印

地下高速鉄道整備事業費補助の交付について

標記について、 年度において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が（補助事業者名）に対して交付する 年度の交付対象建設分に係る補助金の額等は下記のとおりとなる予定であるので、貴職におかれても貴団体負担分の補助金の交付について決定を行い、事業者あてに通知して下さい。

記

1. 補助対象路線
- 〇〇 線

〇〇 線

＊ ＊ ～ ＊ ＊

＊ ＊ ～ ＊ ＊
2. 年度分整備事業費予定額
- 整備事業費総額

うち、直接工事費

建設利子

円

円

円
3. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が交付する補助金の額
- 円

〔参考〕 地下高速鉄道が2以上の地方公共団体の行政区域にわたって建設されている場合であつて、その区域別に分割する必要のある場合には当該分割額を「参考」として付記する。

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 印

地下高速鉄道整備事業費補助の（交付の変更、額の確定）について

標記について、 年度において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が（補助事業者名）に対して交付する 年度の交付対象建設分に係る補助金の額等は、 年 月 日付けをもって貴職に通知したところであるが、今回下記のとおり（変更、確定）することとしたので、貴団体負担分の補助金の交付についても（変更、確定）のうえ、事業者あてに通知してください。

記

1. 補助対象路線
- 〇〇 線

〇〇 線

＊ ＊ ～ ＊ ＊

＊ ＊ ～ ＊ ＊
2. 年度分整備事業費（予定、確定）額
- 整備事業費総額

うち、直接工事費

建設利子

円

円
3. 年度地下高速鉄道事業利益査定額
- 利益額

円
4. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が交付する補助金の額
- 円

〔参考〕 地下高速鉄道が2以上の地方公共団体の行政区域にわたって建設されている場合であつて、その区域別に分割する必要がある場合には当該分割額を「参考」として付記する。

（注） 前回の通知分を（ ）で付記すること。

第3号様式

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 殿

住 所
名 称 印

地方公共団体からの地下高速鉄道整備事業費補助の受領について（報告）

標記について、下記のとおり 年度分の補助金（ 年度の交付対象建設分に係る補助金）の
交付を受けたので報告します。

記

1. 地方公共団体名、補助金額、交付年月日

2. その他

（備 考）

(1) 交付に関する関係書類の写しを添付すること。

(2) 「その他」の欄には、地下高速鉄道整備事業費補助のほかに交付を受けた補助金、出資金、
貸付金等（交付予定のものを含む。）についてその種別、金額等を記載すること。なお、受領予定の
報告をした場合であって、その後交付を受けたときはその旨の報告をすること。